

第 7 次 稚内市スポーツ推進中期計画

「楽しむ」・「つながる」・「育てる」・「高める」
健康で心豊かなまちづくりはスポーツから

目 次

第1節 計画策定にあたって

- (1) 本市とスポーツの関わり、今後の未来像・・・・・・・・・・P1
- (2) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- (3) 計画策定の根拠・位置づけ
- (4) 計画の期間
- (5) 計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- (6) 計画達成のために・・・・・・・・・・・・・・・・P4～5

第2節 第7次稚内市スポーツ推進中期計画体系図・・・・・・・・P6

第3節 計画達成のための施策

- 重点目標【1. 生涯スポーツをすすめます。】・・・・・・・・P7～12
- 重点目標【2. 競技力の向上をすすめます。】・・・・・・・・P13～17
- 重点目標【3. 子どもたちの体力向上をすすめます。】・・・P18～21
- 重点目標【4. スポーツ環境の整備と充実をすすめます。】・P22～25
- 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・P26～27

第7次稚内市スポーツ推進中期計画

第1節 計画策定にあたって

(1) 本市とスポーツの関わり、今後の未来像

本市は昭和56年の「スポーツ都市宣言^{*1}」以来、「市民皆スポーツ^{*2}」を合言葉にスポーツを通じて心と体を鍛え、豊かで明るい郷土を築くことを目指して様々な事業や施策を展開してまいりました。

スポーツは身体を動かすという、人間が本来持つ欲求を充足する最も身近な行為であり、健康のために欠かすことのできない事柄であるということを誰もが理解していながら、仕事・家事・育児が忙しく、スポーツを行うことが出来ずにいます。その結果、多くの人が自分の健康に自信を持てず、ストレスや生活習慣病など身体のみならず精神にも悪影響を及ぼしつつあります。

そのような状況であるからこそ、スポーツの重要性は明白であり、スポーツをめぐる環境整備は急務と言えます。

スポーツが持つ意義・役割・必要性は、スポーツを行う人々の考え方や行われ方によって様々ですが、次のように考えることができます。

- ① スポーツにおける努力や仲間・指導者との交流は、身体面のみならず精神面にも良い効果があり、特に人格形成の重要な時期である青少年の健全育成に大きく寄与します。
- ② スポーツによってもたらされる感動や夢は、精神的豊かさを生み、メリハリのある生活の実現などQOL^{*3}向上（生活の質の向上）に大きな役割を果たします
- ③ スポーツは、健康・体力づくりの中核であり、身体面の健康維持、増進のみならず、精神衛生の観点からも重要な役割を担っています。
- ④ スポーツを通じた交流は、家族や地域の連帯感を生み、健康で心豊かな地域づくり、まちづくりにつながっています。

(2) 計画策定の趣旨

近年、生活環境の変化などによる「スポーツ離れ」の影響から、生活習慣病などが深刻な社会問題となっています。

本市の未来を担う子どもたちも体力不足や運動能力の低下も問題視され、社会全体の活力低下につながるのではないかと危惧されています。

このような問題解決のためにも「スポーツ都市宣言」の理念に立ち返り、たくましい心と体力をつくり、友情と連携の輪を広げ、「スポーツによる健康な心身づくり」、「スポーツによる仲間づくり」、「スポーツによる創造性と人間性あふれるまちづくり」を目指して取り組むことが重要となっています。

このような社会情勢の中、国においては「スポーツ基本法」（平成23年6月）並びにスポーツ基本計画（平成24年3月）が策定されました。

本市においても「第6次稚内市スポーツ振興中期計画」（平成21年3月）を策定し、スポーツ振興に取り組んできましたが、計画期間の終了により新たな5ヵ年の計画を策定することとしました。

(3) 計画策定の根拠・位置づけ

この計画は「スポーツ基本法」第10条の規定に基づき、国の策定した「スポーツ基本計画」並びに「北海道スポーツ推進計画」（平成25年3月）を参酌し、本市の実情に即した計画を策定します。

また、計画を推進する際には「第4次稚内市総合計画（後期基本計画）」をはじめとする関連計画と整合性を図りながら施策を展開します。

(4) 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。なお、社会状況やスポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、効果的な推進に努めます。

（５）計画の理念

「楽しむ」・「つながる」・「育てる」・「高める」

健康で心豊かなまちづくりはスポーツから

《計画が目指すスポーツの姿》

本計画は、「スポーツ都市宣言」にある「市民皆スポーツ」の実現のため、全市民がスポーツに関心を持ち、主体的に関わり、スポーツによって生きがいや地域の連携を育んでいくことが出来るよう、「楽しむ」・「つながる」・「育てる」・「高める」という４つに分類して考えます。

「楽しむ」	スポーツとは、市民自らが主体的にスポーツを行ったり、観戦することです。
「つながる」	スポーツとは、場と情報を共有し、友人や地域のつながりを深めることです。
「育てる」	スポーツとは、青少年の健全育成や健康の維持増進を図ることです。
「高める」	スポーツとは、道徳心や協調性を養ったり、生きがいや向上心を持って取り組むことです。

（６）計画達成のために

計画を達成するために、「生涯スポーツをすすめます。」、「競技力の向上をすすめます。」、「子どもたちの体力向上をすすめます。」、「スポーツ環境の整備と充実をすすめます。」といった４つの柱（重点目標）を掲げます。

１．生涯スポーツをすすめます。

地域や他者と結びつきの中で生きがいを感じながら、年齢や体力、生活環境に応じた健康や体力づくりへの意識を高めるため、スポーツ活動の普及と意識の啓発に努め、スポーツを自らが主体的に取り組む中で、障がいや世代を越えて、気軽にスポーツに親しめる機会の充実を推進するとともに、生涯にわたり心身ともに健康的なライフスタイルを目指します。

【施策の成果指標】

指標の名称	単 位	平成２４年度	平成３０年度
健康・体力づくり事業数	事業	１２回	１５回
１５～７５歳の週１回以上のスポーツ実施率	%	４９．２％	６５．０％

２．競技力の向上をすすめます。

競技力の向上をすすめるために、指導者の資質向上やジュニア世代の育成強化など各関係団体と連携を図ります。また、合宿誘致やプロスポーツの開催など、トップレベルの競技スポーツにふれる機会の拡充により、市内各スポーツ団体の活動を活性化し、競技人口の底辺拡大を図ることを目指します。

【施策の成果指標】

指標の名称	単 位	平成２４年度	平成３０年度
スポーツ合宿実施種目数	種目	６種目	１０種目
各競技種目大規模大会開催件数 （プロ含む）	件	４ 件	５ 件
各競技種目全国大会出場件数	件	２ 件	３ 件

3. 子どもたちの体力向上をすすめます。

外遊びや、生活習慣の改善など子どもの体力向上を目指すため、意識の啓発や子どもたちの体力など実態に合わせた部活動や体育授業の充実を図り、子どもたちの体力向上を図ります。

【施策の成果指標】

指標の名称	単 位	平成24年度	平成30年度
幼児・児童・生徒向け事業数	事業	2事業	5事業
スポーツ指導者登録者数 (スポーツ推進委員* ⁴ 含む)	人	39人	40人
全国体力・運動能力・運動習慣等 調査体力合計点平均値	点	稚内市平均値 小5男子48.40点 小5女子49.84点 中2男子39.68点 中2女子42.20点	平成24年度全道平均値 小5男子52.55点 小5女子52.95点 中2男子40.23点 中2女子44.31点

4. スポーツ環境の整備と充実をすすめます。

市民が身近なところで、いつでも気軽に安全・安心してスポーツ活動を行えるよう、スポーツ施設の整備充実を推進します。

また、スポーツ活動へ参加を推進するため、きめ細やかなスポーツ情報の提供とスポーツに対する市民ニーズの把握に努めます。

【施策の成果指標】

指標の名称	単 位	平成24年度	平成30年度
15～75歳人口の 稚内市スポーツ施設年間平均利用回数	回	9.1回	12回
スポーツに関する情報提供の満足度	%	49.0%	70.0%

第2節 第7次稚内市スポーツ推進中期計画体系図

基本理念	重点目標	推進施策	具体的施策
「楽しむ」・「つながる」・「育てる」・「高める」 健康で心豊かなまちづくりはスポーツから	1 生涯スポーツをすすめます。	施策1 年齢や目的に応じたスポーツ活動の推進を図ります。	■ 乳幼児期のスポーツ活動の推進を図ります。 ■ 児童期のスポーツ活動の推進を図ります。 ■ 少年期のスポーツ活動の推進を図ります。 ■ 青年期・壮年期のスポーツ活動の推進を図ります。 ■ 中高年期のスポーツ活動の推進を図ります。 ■ 高齢者のスポーツ活動の推進を図ります。 ■ 障がい者のスポーツ活動の推進を図ります。
	2 競技力の向上をすすめます。	施策2 健康・体力づくりを目的としたスポーツ活動の充実を図ります。	■ 健康・体力づくり事業の推進を図ります。 ■ ニュースポーツ及び自然に親しむアウトドアスポーツの普及促進を図ります。 ■ 冬季スポーツの普及促進を図ります。
	2 競技力の向上をすすめます。	施策3 スポーツ合宿、各種競技大会の誘致と開催支援を図ります。	■ スポーツ合宿の誘致と市民交流の促進を図ります。 ■ プロスポーツなどの各種競技大会の開催と支援を図ります。
	2 競技力の向上をすすめます。	施策4 競技力向上のための支援事業及び意識啓発の推進を図ります。	■ 競技力向上事業の充実と支援事業の推進を図ります。 ■ 競技人口と底辺の拡大を図ります。 ■ 市内各スポーツ団体への支援体制の充実を図ります。
	2 競技力の向上をすすめます。	施策5 指導者の資質向上と関係機関の連携・充実を図ります。	■ 計画的な指導力向上事業の推進を図ります。 ■ 指導者の連携を高め、情報や指導技術を共有し、指導者の資質向上を図ります。
	3 子どもたちの体力向上をすすめます。	施策6 家庭や地域などの身近なスポーツ活動の充実を図ります。	■ 運動習慣の定着と生活習慣の改善を図ります。
	3 子どもたちの体力向上をすすめます。	施策7 学校での体育活動及び運動部活動の充実を図ります。	■ 学校での体育活動の充実を図ります。 ■ 運動部活動の活性化と競技力の向上を図ります。 ■ 指導者の充実を図ります。
	4 スポーツ環境の整備と充実をすすめます。	施策8 スポーツ施設の整備・充実と有効活用の推進を図ります。	■ 市民ニーズに応じたスポーツ施設の計画的な整備を図ります。 ■ スポーツ施設の利用促進を図ります。
	4 スポーツ環境の整備と充実をすすめます。	施策9 学校体育施設の有効活用を図ります。	■ 小中学校体育施設開放事業の推進を図ります。 ■ 高等学校、大学の体育施設などの有効活用を図ります。
	4 スポーツ環境の整備と充実をすすめます。	施策10 スポーツに関する情報収集と発信の充実を図ります。	■ スポーツ情報の収集と発信の充実を図ります。 ■ 市民ニーズの把握と情報提供を図ります。 ■ 関係機関や団体と目的意識や情報の共有化を図ります。

第3節 計画達成のための施策

【1. 生涯スポーツをすすめます。】

（現状と課題）

「健康・体力づくり事業*⁵」、「市民スポーツ活動促進事業*⁶」など、市民の健康・体力づくりに関する事業を実施してきましたが、市民スポーツ意識調査*⁷において運動・スポーツをすることの好きな人の割合は71.8%（平成19年度）から58.9%（平成24年度）へ低下しました。

同調査において市の実施するスポーツ事業の認知度を尋ねたところ、前回に比べ知っていると答えた人が67%に上昇しているが、この一年間に運動・スポーツを行わなかった人の割合が45.8%と大幅に増加し、運動・スポーツ離れが進んでいることが明確であり、成人のスポーツ実施率についても週1回以上運動する人の割合が49.2%で目標値の65%にはまだまだおよばないため、今後のスポーツ実施率の向上に向けた具体的施策の検討が必要です。

《施策1》年齢や目的に応じたスポーツ活動の推進を図ります。

心身ともに健康で充実した生活を営むために、生涯にわたり、豊かなスポーツライフを送ることが大切です。

そのためには生活環境に応じたスポーツに関わる場面と仲間づくりの機会の提供を図り、それぞれの体力や年齢、目的に応じてスポーツに親しむ中で、異世代や地域での交流の促進を図ります。

（具体的施策）

□乳幼児期（～6歳頃：幼稚園・保育所）のスポーツ活動の推進を図ります。

①基本的な運動の体得を目指します。

- ・乳幼児期は多様な「遊び」の中で十分に体を動かすことを推奨し、そのための情報提供を行います。
- ・乳幼児期は心の成長を促すために、親子や子ども同士のふれあい、交流を推進し、子育てに関係する部署や幼稚園、保育所と連携しながらスポーツ教室などの充実を図ります。

②情報提供の充実を図ります。

- ・乳幼児の遊びや親子のスポーツ、乳幼児の健康・体力に関わる情報を関係部署と連携しながらホームページなどを通して提供していきます。

□児童期（～１２歳頃：小学校）のスポーツ活動の推進を図ります。

①基礎的な体力、運動能力を身につけ、運動・スポーツの習慣化を促進します。

- ・地域や学校など様々な場所で遊びや運動を通して、スポーツを行う機会の充実を進め、運動・スポーツの習慣化への意識啓発を行います。
- ・スポーツ少年団への加入奨励を関係機関や競技団体と図るとともに、少年団の育成と活動促進のための支援を行います。
- ・ジュニアスポーツ教室*⁸の充実を図り、小学生の「市民皆スポーツ」を目指します。

□少年期（～１８歳頃：中学校・高校）のスポーツ活動の推進を図ります。

①運動・スポーツへの関心を高め、健康・体力づくりの意識啓発の促進を図ります。

- ・この時期は運動能力や技術、体力が向上する最重要な時期ととらえ、学校の運動部活動への積極的な参加を促し、トップレベルのスポーツの観戦やクリニックなどを通してスポーツへの関心を高めます。

□青年期（～２５歳頃）・壮年期（～４０歳頃）のスポーツ活動の推進を図ります。

①生活環境に応じたスポーツ活動の機会の提供を図ります。

- ・個人の体力や生活のリズムに合わせ、経験や関心、興味に合ったスポーツ活動を生涯にわたって継続して行うための情報や仲間づくりの機会の提供を図ります。

②健康・体力づくりのためのスポーツ活動の習慣化、日常化を促します。

- ・それぞれの目的に合わせた運動プログラムやスポーツに関する情報や実践の場の提供を行い、生活の中に運動・スポーツ活動の定着化・日常化を促進します。
- ・家事や育児などに携わる女性が安定して気軽にスポーツ活動が行えるように環境づくりを進め、スポーツ活動を促進します。

□中高年期（～60歳頃）のスポーツ活動の推進を図ります。

①目的や体調に合わせた健康・体力づくりのためのスポーツ活動を促進します。

- ・目的や体調に合わせたきめ細やかな運動メニューや健康改善プログラムの開発など関係機関と連携して促進するとともに、年齢や体力などに応じた運動の定着化を図るため、情報や実践の場の提供を図ります。

②地域でのスポーツ活動の核となる人材の発掘と育成をすすめます。

- ・地域（町内会など）や職場においてスポーツ活動に関する情報や参加者への啓発など積極的にスポーツの魅力を発信していただける人材の発掘と育成を進めます。

□高齢者（65才以上）のスポーツ活動の推進を図ります。

①身近な環境でスポーツを楽しみ、仲間づくりや生きがいづくりを推進します。

- ・世代間交流、地域交流が図られるように、地域におけるスポーツ・レクリエーション事業などの情報提供を行います。また、地域の核となる人材と連携して積極的な参加を促進します。

②健康増進のため気軽に参加できるスポーツ活動の促進を図ります。

- ・高齢者のスポーツに関するニーズを把握し、高齢者がスポーツに親しむことができる環境づくりを促進します。
- ・関係機関や団体と連携し、健康増進のために、気軽に参加できる運動の機会を推進します。

③現状把握のための体力測定を実施します。

- ・自らの健康に関心を高めるため、体力測定の実施により、自己分析、現状把握を促します。

□障がい者のスポーツ活動の推進を図ります。

①障がい者のスポーツ事業への参加機会の増加を図ります。

- ・関係機関や団体と連携し、障がい者も健常者とともに参加できるスポーツ事業の開催を図り、スポーツ交流の促進を図ります。
- ・障がい者スポーツに関する情報や実践の場の提供を図ります。

②障がい者スポーツの指導者やボランティアの発掘と育成を図ります。

- ・スポーツ推進委員会を中心に障がい者スポーツについて興味のある方の活動を支援します。

《施策2》健康・体力づくりを目的としたスポーツ活動の充実を図ります。

健康で豊かな生活を送るため、自己の健康や体力についての関心を持ち、体調改善や健康増進のためのスポーツ活動を主体的に行うためのスポーツ事業の充実に努めます。

(具体的施策)

□健康・体力づくり事業の推進を図ります。

①個人の興味・関心に応じた健康・体力づくり事業を推進します。

- ・ 市民のニーズを把握し、家庭や地域など身近な環境で気軽に参加できる健康・体力づくり事業を推進します。
- ・ 関係機関や団体と連携し、生活習慣病予防など市民の主体的な体調改善・健康づくりのための健康・体力づくり事業を推進します。

②既存の健康・体力づくり事業の充実を図ります。

- ・ 日本最北端の魅力と地域の特性を生かすよう事業内容などを見直し、既存事業の充実を図ります。

③スポーツ推進委員の活動の充実を図ります。

- ・ 市民ニーズを踏まえたスポーツ事業の企画運営を行うとともに、生涯スポーツを推進する中心的な担い手として、地域に根ざしたスポーツの普及促進と健康づくりへの指導サポート体制を充実し、全ての市民がスポーツを通じて心と体を鍛え、豊かで明るい郷土を築くための活動の充実を推進します。

□ニュースポーツ*⁹ 及び自然に親しむアウトドアスポーツの普及促進を図ります。

①ニュースポーツの普及振興を促進します。

- ・ 用具の貸し出しや指導者派遣、情報提供などを行うとともに「出前講座*¹⁰」や定期的な「地域巡回スポーツ事業*¹¹」など各地域でのニュ

ースポーツを積極的に実施します。

②アウトドアスポーツの普及振興を促進します。

- ・関係機関や団体と連携し、体験機会の提供や充実を図るとともに情報提供を行います。

□冬季スポーツの普及促進を図ります。

①冬季スポーツの普及と充実を図ります。

- ・関係機関や団体と連携して、初心者教室などを開催します。
- ・手軽に冬季スポーツに親しむため、用具の貸し出し環境を整えます。

【 2 . 競技力の向上をすすめます。】

（現状と課題）

平成 22 年 4 月にスポーツ合宿誘致推進協議会を設立し、スポーツ合宿の誘致に向け、官民挙げて積極的な誘致活動の成果もあり「合宿の里わっかない」が全国に定着し、合宿団体も確実に増加しています。

合宿期間中にはプロチームや実業団、大学の協力を得て、スポーツ少年団、小・中・高生を対象とした講習会の開催や公開練習など、トップアスリートの高度な技術を観ることができ、そしてトップレベルの指導を受けることにより、自らも主体的にトップの技術を習得しようとする意欲へとつながり、競技力向上にも良い効果をもたらしています。

現状では、種目もバスケットボールを主体に 6 種目（平成 24 年度）ですが、さらに地域の様々な競技種目へと拡大させ、偏重することがないよう競技力向上につながる誘致活動を展開していく必要があります。

平成 24 年度市民スポーツ意識調査から競技力向上に必要なこととして、指導者体制の充実 31%、ジュニア選手の育成強化 22%、小中高一貫指導 16%などが挙げられています。しかしながら、同調査においてスポーツ指導や指導者を支えるボランティアとして、興味があると答えた人は 27%に留まっており、今後の競技スポーツの振興に支障をきたすことが考えられます。

近年は、水泳やサッカー、野球など全国・全道大会での中学生の活躍が見られていますが、種目によっては競技人口の減少や選手を支える指導者の確保ができないことによる競技力低下などの課題も見られます。

このためにも関係機関と連携し、競技人口のすそ野の拡大を図るとともに、少年団や学校部活動、競技団体と協力し、ジュニア時代からトップレベルにつながるよう戦略的に競技力の向上を進めます。

《施策 3》 スポーツ合宿、各種競技大会の誘致と開催支援を図ります。

トップレベルの競技や練習を目にすることは競技力の向上に寄与するとともに、スポーツへの関心を高め、競技人口や底辺の拡大に直結することから、合宿や各種競技大会を積極的に誘致し、その開催を支援します。

(具体的施策)

□スポーツ合宿の誘致と市民交流の促進を図ります。

①スポーツ合宿を計画的に誘致し、市民との交流を促進します。

- ・ 周辺町村との広域連携について検討しながら、競技種目の拡大とバランスを図り、関係機関の協力のもと、道内外のプロチーム、実業団、大学、高校などに対して積極的な誘致活動を行うとともに受入体制の強化を促進します。
- ・ 合宿実施団体に対して行事への積極的参加や小中高生への技術講習会開催の協力を呼び掛け、市民との交流の機会の拡大を促進します。

□プロスポーツなどの各種競技大会の開催と支援を図ります。

①プロスポーツ、全国、全道大会の計画的な開催・誘致に努めます。

- ・ 身近に観戦し、スポーツへの関心を高める機会を設け、地域の活性化に結びつけるために、関係機関や団体と連携・協力を図りながらプロスポーツや全国、全道規模の大会誘致、開催を進めます。
- ・ 各種競技大会などの開催・運営に対する財政支援を実施します。

《施策4》競技力向上のための支援事業及び意識啓発の 推進を図ります。

競技力向上事業の中で、高い意識を持って競技に取り組むことや技術や経験が伝承され、選手がやりがいを感じ、資質や能力を最大限に発揮できるような市民の応援体制の構築を目指します。

(具体的施策)

□競技力向上事業の充実と支援事業の推進を図ります。

①競技力向上事業の充実と支援を行います。

- ・全国・全道規模の強化事業や研修会への参加を支援します。
- ・トップアスリートやトップレベルの指導者によるクリニックや講演会の開催を支援します。
- ・現役選手に関わる指導者や家族といったサポートする人たちがトレーニングや栄養などについて学ぶための講習会を支援します。
- ・優れた競技成績を収めた団体や選手に対して支援します。

□競技人口と底辺の拡大を図ります。

①競技人口の拡大を行います。

- ・競技人口の底辺拡大を図るため、スポーツ少年団や競技団体の活動を支援するとともに各種競技大会への支援を進めます。

②メディアを活用した情報の提供・発信を行います。

- ・スポーツイベントや各種大会情報について広報紙・新聞・ラジオはもとよりインターネットを活用したスピーディーな情報の提供を図るためホームページなどを積極的に活用し、発信力を高めます。

□市内各スポーツ団体への支援体制の充実を図ります。

①市内各スポーツ団体の活動を支援します。

- ・各スポーツ団体及び少年団が主体的に行うイベントの開催など、競技力向上のための取組を支援します。

②スポーツ少年団の活動の充実を図ります。

- ・交流のある友好都市とスポーツ少年団を中心とした交流事業を計画し、積極的にスポーツ交流の促進を図ります。

《施策5》指導者の資質向上と関係機関の連携・充実を図ります。

競技力向上には指導者の資質の向上をはかることが必要不可欠であり、計画的に指導力向上事業を実施し、指導技術などの向上を図ることが肝要です。

また、既存の登録制度などを有効活用し、関係機関の連携を充実させ、情報や指導技術を共有し、競技力向上を目指します。

（具体的施策）

□計画的な指導力向上事業の推進を図ります。

①関係機関や団体と連携し、指導者育成事業を実施します。

- ・指導者の資質や能力、技術のスキルアップを図るため、関係機関と連携し、適切なトレーニング方法について学ぶ指導者育成事業を実施し、各種スポーツ指導者への支援体制の充実を図ります。

②指導者公認資格取得を支援します。

- ・日本体育協会並びに各種競技団体の公認資格（競技指導者や審判員含む）の取得など、指導者の資質や能力の向上を目指し、地域スポーツ活動^{*12}の推進に携わる人材へ支援します。

□指導者の連携を高め、情報や指導技術を共有し、指導者の資質向上を図ります。

①情報や指導技術を共有できる指導者間の連携を図ります。

- ・社会教育人材バンク^{*13}などを有効活用し、指導者間の連携が高まるよう努めます。

【3. 子どもたちの体力向上をすすめます。】

（現状と課題）

平成 24 年度の北海道の児童生徒の体力・運動能力などの状況については、小中学校ともに全国平均と比較して依然下回っており、稚内市においては北海道平均も下回っている極めて深刻な状況にあります。

また、北海道平均と比べて運動したいと思わない子どもの割合が特に中学女子で 37.2%にのぼり、年齢が進むにつれて高くなることや小学校男女とも肥満傾向児の割合が高く、ゲーム・携帯電話の利用時間が長いなど、日常の運動との関連でも生活習慣に課題が表れています。

また、平成 24 年度市民スポーツ意識調査では、子どもの体力向上に必要な事項として「規則正しい生活習慣の習得」が 26%と最も多く、次いで「スポーツ少年団活動の充実」や「スポーツ教室・事業の充実」、「公園など身近な運動設備の充実」が挙がっています。

これらをふまえ、生活習慣では家庭の役割として「早寝早起き朝ごはん」^{*14}の徹底を位置づけるとともに、家庭や地域が連携して継続的な運動やスポーツ、遊びを通して運動量の確保と内容の充実を図り、子どもたちの主体的な活動を推進することが必要です。

《施策 6》 家庭や地域などの身近なスポーツ活動の充実を図ります。

子どもの成長段階に応じた適切な運動やスポーツは、心身の発育に必要不可欠であり、あわせて規則正しい生活習慣の定着が重要となっています。

子どもがスポーツを通じて体力や運動能力の向上を図ることや、友達との触れ合いを通じて協調性を育むことは、豊かな人格形成にも大きく関わってくるため、家庭や地域などでの身近なスポーツ活動の充実を図ります。

(具体的施策)

□運動習慣の定着と生活習慣の改善を図ります。

①親子や家族対象のスポーツ事業を推進します。

- ・親子スポーツ教室^{*15}、ニュースポーツ体験事業を実施し、親子で運動やスポーツに楽しむ機会の充実を図るようスポーツ事業を推進します。
- ・日常的に気軽にスポーツを親しむ習慣ができるよう、家庭や関係機関と連携・協力し、幼児から児童までが外遊びなどのさまざまな運動や遊びを楽しむことのできるプログラムを検討します。

②生活習慣の改善を図ります。

- ・規則正しい生活リズムと食生活を定着させるため「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

《施策 7》 学校での体育活動及び運動部活動の充実を図ります。

学校では、基礎的な体力・運動能力や健康的な生活習慣を身に付けさせることができ、体育授業や運動部活動など、積極的に体を動かす意識をもたせる工夫を行い、運動習慣の定着を一層推進する必要があります。

また、運動やスポーツに積極的に取り組む者と取り組まない者の二極化傾向が見られることから、学校と連携・協力して体育活動や運動部活動の充実に努めます。

(具体的施策)

□学校での体育活動の充実を図ります。

①体育授業や学校行事における体育活動の充実を図ります。

- ・市内全小中学校の「新体力テスト^{*16}」実施を支援します。
また、その結果を分析し、体育授業などの改善や充実を図ります。
- ・学校行事にスポーツを取り入れ、児童生徒の体力向上を図ります。
- ・体育教員の指導力向上や専門的指導者の活用を図るため、稚内市体育協会や各種競技団体と協力して、学校体育授業の充実を進めます。

□運動部活動の活性化と競技力の向上を図ります。

①運動部活動の活性化と充実を図ります。

- ・運動部活動において所属生徒の減少などにより、部活動が困難な競技について、中高体連の競技種目に限って学校関係者と連携・協力して、スポーツ少年団やクラブなどで引き続き競技活動が可能となるよう関係機関と協力して競技力向上を図ります。
- ・子どもたちの運動部活動への取り組む姿勢が二極化傾向にあることから、興味や関心などの実態を把握し、子どもたちの主体性を尊重した運動部活動の指導充実や、少人数・複数合同校に対応した運動部活動のあり方について、学校や関係者などと検討します。

- ・ 競技人口が少なく、将来に向けて競技力向上に期待が持てるスポーツについて、中高体連や学校関係者などと現状を把握し、運動部活動の活性化を図ります。

□指導者の充実を図ります。

①指導者の充実を図ります。

- ・ 指導者がいない運動部活動での競技種目の顧問教諭の負担軽減と子どもたちの競技力向上を図るため、学校側のニーズを踏まえた上で、関係機関や団体と連携・協力して、外部からの指導者の養成や確保、派遣形態など、運動部活動のレベルアップを目指した支援の充実に努めます。
- ・ 既存の「社会教育人材バンク」などを有効活用し、運動部顧問教諭のサポート体制の充実を図ります。

【４．スポーツ環境の整備と充実をすすめます。】

（現状と課題）

生活スタイルの多様化とともに健康志向が高まり、市民のスポーツに対するニーズに対応したスポーツ施設の整備・充実が求められています。

その中で本市は、厳しい自然条件もあり屋内施設の需要が高いですが、スポーツ施設の老朽化が至る所で進んでおり、早急に全市的なスポーツ施設の整備方針を見直し、「スポーツ都市宣言」にふさわしいスポーツ環境の整備・充実が必要となります。

また、平成 24 年度市民スポーツ意識調査においても、多様化する利用者ニーズが反映されており、身近に利用できるスポーツ施設の増加 24%のほか、利用日や利用時間の延長・拡大、初心者向けスポーツ教室行事の充実、利用案内や各種スポーツ情報の提供充実といったソフト面に関する意見は 52%あります。今後はソフト面の充実を図っていくことが課題となっており、市民への情報発信の充実が必要となっています。

《施策 8》 スポーツ施設の整備・充実と有効活用の推進を図ります。

スポーツ施設の整備方針に基づき、計画的かつ優先的に施設の整備を進め、充実を図ります。また、市民が安全かつ快適にスポーツを楽しめるよう、関係機関のノウハウを生かした効果的な管理運営に努めます。

（具体的施策）

□市民ニーズに応じたスポーツ施設の計画的な整備を図ります。

①スポーツ施設の計画的な整備・改修を進めます。

- ・老朽化するスポーツ施設を含め、関係機関と協議を図り今後のスポーツ施設の整備方針並びに整備改修計画の策定を行います。
- ・安全性の面から老朽化の著しいスポーツ施設については、関係機関と協議を図り、早急に整備改修の方向性を検討します。

②効率的・効果的な施設の管理運営を進めます。

- ・市民が快適にスポーツを楽しめるよう定期的なモニタリング調査^{*17}を実施し、市民ニーズを把握します。
- また、多様な生活スタイルに対応できる利用形態を関係機関と協議を図り、効率的・効果的な施設の管理運営を進めます。

□スポーツ施設の利用促進を図ります。

①冬季スポーツ施設の利用を促進します。

- ・スキー、スケートなど冬季スポーツ施設の利用を促進します。
- また、気象条件に左右されず、屋内で気軽に楽しむことのできるカーリングを、小中学校授業への普及や、観光客への利用促進を行い、施設の有効活用を図ります。

②屋外体育施設の利用を促進します。

- ・屋外体育施設の利用促進を図るため、気軽に運動できるウォーキングやジョギングコースを設定するなど、競技以外の複合的な利用ができるよう関係機関と協議を図り、施設の有効活用を進めます。

③屋内体育施設の利用を促進します。

- ・屋内体育施設の利用促進を図るため、町内会や老人クラブなどへ利用を働きかけ、スポーツ教室や健康・体力づくり講座を開催し、施設の有効活用を進めます。

《施策 9》 学校体育施設の有効活用を図ります。

地域住民や子どもたちが多様な活動に使用できるよう、公共施設の有効活用を図ります。

(具体的施策)

□小中学校体育施設開放事業の推進を図ります。

①体育館やグラウンドの有効活用を図ります。

- ・スポーツ少年団などの活動に対して、体育館やグラウンドの有効活用が図れるよう関係機関や団体と協議を図ります。

□高等学校、大学の体育施設などの有効活用を図ります。

①高等学校や大学の体育施設などの有効活用を図ります。

- ・地域住民や地域スポーツの活動に対して、高等学校や大学が有する体育館やグラウンドなどの有効活用を推進するため、学校関係者などと協議を図り、施設の有効活用の充実に努めます。

《施策１０》 スポーツに関する情報収集と発信の充実を図ります。

市民ニーズを的確に把握し、スポーツ活動に必要な情報を積極的に収集します。

また、様々なメディアを活用して、スポーツに関する情報提供の充実を図ります。

（具体的施策）

□スポーツ情報の収集と発信の充実を図ります。

①メディアの有効活用と情報の充実を図ります。

- ・宗谷管内のスポーツ情報を収集し、市民や観光客なども利用しやすい様々なメディアを通して、情報発信の充実を図ります。
- ・市民が気軽に体育施設の利用申し込みや空き状況の確認が行えるよう関係機関とＨＰの充実を図ります。

□市民ニーズの把握と情報提供を図ります。

①施設利用者のモニタリング調査と情報の有効活用を図ります。

- ・施設のモニタリング調査や各種事業アンケートなどを実施し、それらの結果を踏まえ、利用者のニーズを把握し、スポーツ活動の推進を図ります。

□関係機関や団体と目的意識や情報の共有化を図ります。

①関係機関や団体と連携強化・情報の共有化を図ります。

- ・北海道や各関係団体と連携強化を充実するとともに、情報の共有化を図ります。
- ・北海道が設置を予定している「スポーツ連携会議*¹⁸」の取組状況を参考にし、関係機関や団体と連携会議の設置について検討します。

用語の解説

	用 語	解 説
* 1	スポーツ都市宣言	昭和５６年１２月に宣言され、スポーツを通じて心と体を鍛え、豊かで明るい郷土を築くため、次の目標を掲げています。 １．すべての市民がスポーツに親しみ、たくましい心と体力をつくりましょう。 １．すべての市民がスポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪をひろげましょう。 １．すべての市民がスポーツを生活にとり入れ、創造性と人間性あふれるまちづくりをすすめましょう。 以上３つの目標を掲げ、稚内市のスポーツ計画の最も基本となる宣言です。
* 2	市民皆スポーツ	スポーツの普及振興を図り、「スポーツ都市宣言」の目標達成のため、すべての市民が何らかの形でスポーツに取り組むことに主眼を置いています。
* 3	ＱＯＬ	quality of life の略語で人間らしく、満足して生活しているかを評価する概念とされています。
* 4	スポーツ推進委員	市町村のスポーツ推進のために、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに、住民に対する、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤職員です。
* 5	健康・体力づくり事業	稚内市が行う、市民誰もが参加できる、スポーツ事業の総称であり、ウォーキング事業・ニュースポーツ事業、体力測定事業などが含まれます。
* 6	市民スポーツ活動促進事業	市民対象別スポーツ教室、スポーツ交流事業などを行う委託事業と、指導者育成事業、競技力向上事業、体力診断推進事業などを行う補助事業があり、市民のスポーツ活動促進のための根幹となる事業です。
* 7	市民スポーツ意識調査	稚内市が行う市民が運動・スポーツについて日ごろどのような意識を持ち、どのような活動を望んでいるかを調査する５年に一度行うアンケート調査です。直近では平成２４年度に行いました。
* 8	ジュニアスポーツ教室	「市民対象別スポーツ事業」の一部として小学１～６年生を対象に学校体育館などを中心に週１回実施しています。
* 9	ニュースポーツ	レクリエーションスポーツともよばれ、一般に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を指し、既存のスポーツをプレーヤーの年齢・体力・運動技術・プレー環境などに応じて改変したものなどが含まれます。代表的な種目はカーリングを改変した「カローリング」、バレーボールを改変した「バルバレー」などがあります。

* 10	出前講座	各町内会や老人クラブ、学校、サークル・団体などの依頼を受け、ニュースポーツや体力測定を実施し、幅広く運動・スポーツ機会の提供を行う事業です。
* 11	地域巡回スポーツ事業	地域に赴き、学校や町内会館、活動拠点センター等でニュースポーツなどを地域住民の方に行っていただく事業です。
* 12	地域スポーツ活動	身近な環境で健康や楽しむことを志向したスポーツ活動を指し、地域の実態や住民のニーズに応じて行われる活動となっています。種目としては競技スポーツのみではなく、ウォーキングやジョギング、ニュースポーツなどのレクリエーションスポーツも含み、生涯スポーツ社会実現のための活動です。
* 13	社会教育人材バンク	「学びと遊びの玉手箱」とサブタイトルが付けられ、市民が自ら学習をすすめるための一助となることを目的に、稚内市が毎年作成しており、内容は、 1. 団体・サークル情報、2. 指導者・一芸名人情報、3. その他情報から構成されており、幅広い年齢層に対応したサークル情報や、日体協公認資格取得者などが記載されています。
* 14	「早寝早起き朝ごはん」	文部科学省が推奨し、PTA、子ども会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体など数多くの団体で全国協議会が組織され、官民一体となって進めていく子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上を目指す運動です。
* 15	親子スポーツ教室	「市民対象別スポーツ事業」の一部として、2～4歳の幼児と親子を対象としたスポーツ教室を週1回実施しています。
* 16	新体力テスト	文部科学省が実施する「体力・運動能力調査」に平成11年度から導入されました。それまでのテストから国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、それまでのテストを全面的に見直されたもので、主な実施種目は握力測定、反復横とびなどがあり、上記の調査の結果から「子どもの体力低下」などが指摘されています。
* 17	モニタリング調査	設定された目標を達成するため、一定の実施期間を定め、施設利用者に施設の利便性などについて行うアンケート調査です。
* 18	スポーツ連携会議	北海道が設置を予定している国や道、各市町村、各種スポーツ団体、学校スポーツ関係団体、企業等が一同に会し、それぞれの活動において相互連携を図るために協議、情報交換等を行う場です。